

中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月 7 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第76号

中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中山間地域 <u>農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）第18条の2第2項の規定に基づき指定された地域</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ <u>農業協同組合法第10条第1項第1号及び第2号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ <u>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第1号</u>に掲げる事業を行う漁業協同組合</p> <p>エ <u>水産業協同組合法第87条第1項第1号及び第2号</u>に掲げる事業を併せ行う漁業協同組合連合会</p> <p>オ～キ [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 中山間地域 <u>株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第11号の規定に基づき指定された地域</u>をいう。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア <u>農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号</u>に掲げる事業を行う農業協同組合</p> <p>イ <u>農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる事業を併せ行う農業協同組合連合会</p> <p>ウ <u>水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号</u>に掲げる事業を行う漁業協同組合</p> <p>エ <u>水産業協同組合法第87条第1項第3号及び第4号</u>に掲げる事業を併せ行う漁業協同組合連合会</p> <p>オ～キ [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。